

# 教職大学院及び修士課程（教育ガバナンス キャリアコース）授業料免除特別措置のご案内

## 授業料免除（特別措置）制度について

教育学研究科教育実践高度化専攻（専門職学位課程（教職大学院））または教育学研究科教育支援高度化専攻（修士課程）に在学する学生で、以下の条件を満たす者について申請に基づき、当該授業料を（半額または一部）免除する制度です。

### 【教職大学院授業料免除特別措置】

- ①教育学研究科専門職学位課程に在学する者で、入学にあたり本人が休業または退職することにより継続して給与収入がなくなった場合、所定の授業料の半額を免除します。
- ②教育学研究科専門職学位課程に在学する者で、本学附属学校教員である場合、所定の授業料の半額を免除します。
- ③教育学研究科専門職学位課程に在学する者で、職業が教員で愛知県教育委員会又は名古屋市教育委員会からの派遣の場合、所定の授業料の半額を免除します。
- ④教育学研究科専門職学位課程に在学する者で、職業が教員の場合、所定の授業料の1/4を免除します。

### 【教育ガバナンスキャリアコース授業料免除特別措置】

- ①教育ガバナンスキャリアコースに在学する行政職の者で、教育委員会等からの派遣による場合、所定の授業料の半額を免除します。
- ②教育ガバナンスキャリアコースに在学する行政職の者は、所定の授業料の1/4を免除します。

### 【注意事項】

授業料免除は、原則として修業年限以内しか申請できません。※留年者の申請は不可。

### 【問い合わせ先】

愛知教育大学 学生支援課 奨学支援係  
(平日 8:30~17:00)  
TEL: 0566-26-2184